

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める地方の動き

Local Movements for Ratification of the Optional Protocol to the Convention
on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women

彼 谷 環

KAYA Tamaki

1979年、国際連合で女性差別撤廃条約が採択された。その20年後にあたる1999年に条約の実効性を強化し、個々の女性が抱える問題を解決するために採択されたのが女性差別撤廃条約選択議定書である。現在、「女性差別撤廃条約と選択議定書がそろって初めて、同条約で保障された具体的権利が実効化する」として、地方議会を通して、選択議定書の採択を政府に求める動きが全国で広がっている。富山県内での活動の経緯と意義について、これに関わった人々の背景にも注目しつつ考察を加える。

キーワード：女性差別撤廃条約選択議定書、男女賃金格差、ジェンダー平等

1. 問題の所在

20世紀後半から、男女の同権化は「一集団たる女性」が実現すべき価値を超えて社会全体の普遍的価値として承認されてきた¹。事実、1975年の国際婦人年以降開催されている国連世界女性会議も、各国政府に対して、女性問題に取り組み男女平等の実現に努力するよう求めてきた²。また、日本では、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法等の制定を皮切りに、男女平等の実現が目標とされ具体的施策が講じられている。

しかし、日本における実態は、様々な領域において目標達成にはほど遠い。毎年世界経済フォーラムが公表している「ジェンダーギャップ指数 2020」では、前回調査の110位（149か国・地域中）から121位（153か国・地域中）へ順位を下げた³。特に政治分野では、昨年の0.081から0.049にスコアを下げたが、2018年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定施行された後の数値であることからその深刻さが窺える⁴。くわえて、2021年2月23日、世界銀行が公表した経済的権利の男女格差についても、日

本は、昨年の74位から80位（190か国・地域中）に順位を下げた⁵。

また、直近の出来事として、前・東京五輪オリンピック・パラリンピック大会組織委員長の発言が世界から大きな批判を受けたことは記憶に新しい⁶。「オリンピック憲章」には、オリンピズムの根本原則第6項で、「人種、宗教、政治、性別、その他の理由に基づく国や個人に対する差別はいかなる形であれ オリンピック・ムーブメントに属することとは相容れない」と明記されている。同時に、IOCの使命と役割として、第7項で「男女平等の原則を執行するための観点から、あらゆるレベルと組織においてスポーツにおける女性の地位向上を奨励、支援すること」が要請されている。世界的なイベントの開催地として注目を集める日本であるが、そのジェンダー平等状況も同時に関心の対象となる。

本稿では、まず、国際連合で1979年12月18日（第34回総会）に採択され、1981年9月3日に発効した女性差別撤廃条約（以下、条約とする。）と、女性差別撤廃条約選択議定書（以下、選択議定書とする。）の意義と採択の効果を再確認する。2021年2月末現在、国連加盟国数は193か国を数える⁷。国家組織は、主権や平等権、外交的保護権を持っているため、国際法である「条約」を批准するか否かは当該国家の判断に基づく。その結果、条約批准国だけが、条約の内容に拘束されることになる（「合意は第三者を益しもしない」）⁸。しかし、現代社会では、IT技術の進化がグローバル化を一層進めていくこともあり、多くの主権国家が批准してこそ意味を持つ女性差別撤廃条約のような多国間条約は、より実効性あるものに成長させていく必要がある。

続いて、著者が研究活動の拠点とする富山県で、県議会に対して選択議定書の批准を求め「市民発」の動きがあったことを紹介する。一連の活動に対して、どのような人々が、何を目的に参加し目標を達成していったのか、記録して整理する。こうした作業から、選択議定書の批准が地方に住む市民にとっても重要事項であることが理解できると対称的に、選択議定書批准に対する政府の消極的姿勢が浮かび上がってくる。

最後に、選択議定書に置かれた個人通報制度の導入が、地方で生活する人々の侵害された権利救済手段として意義があることを確認し、まとめとする。

2. 女性差別撤廃条約選択議定書を批准することの意味

(1) 女性差別撤廃条約の特徴

2020年4月30日現在、女性差別撤廃条約の締約国は189か国（直近では2015年4月30日南スーダン）、選択議定書締約国は114か国（直近では2020年3月12日チリ）である⁹。日本は、1985年に条約を国会で承認し、同年発効している。条約は、法律上の平等だけでなく事実上の平等をも目指すものであり、文字どおり「世界女性の憲法」である。

国際法が専門の川眞田嘉壽子立正大学教授によれば、条約の特徴は、①実体規定では自由権から社会権までの人権を幅広く規定していること（1～16条まで）、②締約国が撤廃すべき差別は「いかなる個人、団体または企業によるもの」も対象になること（2条(e)）、③男女の固定的役割分担観念の撤廃が最終目標であるから、差別的な法律や規則だけでなく、あら

ゆる差別的「慣習」「慣行」の撤廃が求められること（2条(f)）、④実際に男女差別が存在する場合、その解消のために、暫定的に差別を受けている女性に暫定的特別措置（ポジティブアクション）を容認していること、とされる¹⁰。

ここで注目したいのが、締約国が撤廃すべき差別の対象を、国家権力からのものだけでなく、団体や企業など、いわゆる私人間の差別をも対象としている点である（②関連）。条約2条(e)を根拠として、たとえば男女雇用機会均等法では私企業に対しても、直接差別、間接差別を禁止するとともに、女性だけでなく男性に対する性差別も禁止している。さらに、条約の最終目標が、男女の固定的役割分担の撤廃であることから、社会に根づいた慣習や偏見を是正することまで触れている点である（③関連）。明文規定上は平等が実現しているように見えても、現実社会でそれが達成できない背景には、組織を構成する人々の意識に巣くう差別や偏見が「厚い壁」として存在するためである。

条約の国内実施状況を検討する組織が、女性差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women: CEDAW）である（条約17条）。CEDAWの委員23名の配分は、「地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れなければならない」¹¹。現在、弁護士林陽子氏に代わり、秋月弘子氏¹²が委員を務めている。1985年に72番目の締約国となった日本も、条約の実施状況レポートを国連に提出しCEDAWによる審議の対象となっている。

（2）女性差別撤廃条約選択議定書の成立と日本政府の対応をめぐって

国際人権条約の中でも、女性差別撤廃条約は長らく周縁に置かれていた。それが注目を集めるようになったのは、1993年ウィーンで開催された世界人権会議において、女性の権利は人権である」をスローガンに女性が集結し、女性に対する暴力撤廃宣言が同年12月に採択されたこと¹³、1995年中国で開催された第4回世界女性会議の最終文書「北京宣言」と「北京行動綱領」で国連機構全体へのジェンダー主流化が宣言されたことが挙げられる。そして、1999年第54回国連総会で、選択議定書が採択された。翌2000年の国連特別総会では、「北京行動綱領」の完全実施に向け、21世紀を意識した行動指針（いわゆる「成果文書」）を採択した¹⁴。

選択議定書は、条約の実効性を図るため、個人通報制度と調査制度を併せ持つ¹⁵。個人通報制度は、条約締結国の管轄下にある個人が、条約で保障された権利侵害を根拠に、条約の履行を監視する機関（CEDAW）に対して通報することを認める制度である。ただし、国内における救済手段を尽くした後でなければ、通報を行うことはできない¹⁶。また、調査制度は、上記通報によって得た情報等に基づき調査を行い、その結果に応じて関係締約国に対し権利救済のための勧告を行う制度である。ただし、国はこれを拒否できるため、選択議定書批准国のうち5か国は調査制度を「留保」しているという¹⁷。

2020年9月21日現在、選択議定書の締約国は114か国である。OECD加盟37か国中、締約していないのは、条約本体も未批准のアメリカ以外、日本、イスラエル、エストニア、ラトビアの4か国のみとされる¹⁸。

(3) 日本政府の対応をめぐって

CEDAW は、日本への定期報告を審議するたび、選択議定書の批准を要請してきた。特に注意すべきは、2020年3月9日第9次日本定期報告に関する事前質問報告の冒頭である。

「条約の法的地位、可視性、選択議定書の批准 para.1 条約の規定を国内立法に完全に取り入れるためにとられた措置に関する情報を提供してください。……前回総括所見 (CEDAW/C/JPA/CO/7-8) 及び 2018 年の普遍的定期的レビュー (UPR) の勧告 (A/HRC/37/15, paras.161.11, 161.12) に沿って、選択議定書の批准に向けた締約国の検討について説明してください。未批准につながる批准の障害について教えてください。選択議定書の批准のためのタイムフレームに関連して、『国会の承認』に向けた計画と展望についても報告してください。」¹⁹

たしかに、これまで政府も批准に関する研究会を開催している。外務省と法務省は、1999年に研究会を開始して以来40回、2005年以降は全関係省庁で20回開催した(2019年4月まで)が、その動きは年々鈍化している²⁰。

他方、国会では、2020年第201回国会で、井上哲士議員(共産党)が参議院外交防衛委員会で2度にわたり選択議定書の批准を求める質問を行っている²¹。3月18日、井上議員は、本年が条約批准から35年にあたり「ジェンダー平等へ重要な節目の年」としたうえで外務大臣の意識を確認したところ、茂木俊充大臣も「政府として、女子差別撤廃条約の完全な履行を通じて、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントにつき、積極的に努力をしてまいりたい」と答弁した。これを受け、井上議員が、「条約採択後のジェンダーギャップ克服の世界の大きな進化」は、「個人通報制度を内容とする選択議定書の採択」が背景にあることを指摘した。対する茂木大臣も、選択議定書の個人通報制度について「条約の実施の効果的な担保を測る、こういう大きな趣旨から注目すべき制度と考えております」としつつ、「女子差別撤廃委員会からの個人通報制度に基づきます通報に関して、例えば、国内の確定判決とは異なる内容の見解であったり、通報者に対する被害賠償者保障を要請する見解、そして、法改正を求める見解等が出された場合に、我が国の司法制度であったり立法制度との関係でどのように対応するか等の検討すべき論点があるのは事実でありまして」、「関係省庁と連携をして真剣に今検討しているところであります」と答弁した。しかし、井上議員の「注目するという答弁が出て、もう28年になるわけでありまして」という指摘からも明らかなように、選択議定書批准に向けた政府の準備検討期間はあまりにも長い。

なお、CEDAW は、2020年12月10日の人権デーに際し、選択議定書が果たす役割について声明を公表している。それによれば、「選択議定書は、他の7つの国連人権条約機関の個人通報及び緊急行動手続きと同様に国連レベルでの条約に基づく、最もアクセスしやすく、かつ広く使われている人権保障手続きの1つ」であり、「『非選択性、公平性、客観性』の原則に則り行われている女子差別撤廃委員会の任務と機能の中核に位置づけられている(国連総会決議 A/RES/54/4, para.4)」²²。

こうした国の動きに対し、市民レベルでは様々な活動が存在する。その代表的取組が、女

性差別撤廃条約実現アクション（OP-CEDAW アクション、共同代表・浅倉むつ子、柚木康子）であり、2021年1月現在、全国54の団体が参加している²³。女性差別撤廃条約の選択議定書批准を目的にしたこの共同行動に参加する市民団体のうち3団体が、富山県で活動中である。

3. 女性差別撤廃条約選択議定書批准を求める富山での動き

OP-CEDAW アクションに加盟する富山県内の団体のひとつが、「女性差別撤廃条約選択議定書批准を求める実行委員会とやま」（代表・本間啓子氏。以下、実行委員会とやまとする。）である。

実行委員会とやまの結成の背景と活動内容、その成果である富山県議会での意見書採択までの経緯について、本間啓子氏へのインタビューも交えながら振り返ってみよう²⁴。

（1）東和工業事件男女賃金差別訴訟

本間啓子氏は、東和工業事件（以下、事件とする。）の原告である。この事件については、既に多くの解説があることから、本稿では事件の概要と、本間氏を選択議定書批准を求める動きに駆り立てた思いに注目する²⁵。

a) 事実の概要

1987年に事務職として東和工業株式会社に入社した本間氏は、その後本人の希望により設計部に異動し、設計職に就くこととなった。会社は、2002年コース別雇用管理制度を導入し、「男性は総合職、女性は一般職」として性別で従業員を振り分けた。設計職の男性6人は全員、後輩を含め総合職になったのに対し、唯一「女性の設計職」であった本間氏は「一般職」として扱われた。2級建築士の資格も取得し、当時、この資格を有していたのは設計部長と本間氏だけであったにもかかわらず、設計技術手当5万5千円の支給もカットされた。その後、是正を訴え続けたが、会社側には聞き入れてもらえなかった。

そこで、2011年11月17日、在職中に会社を相手取り、労働基準法4条及び男女雇用機会均等法6条、同7条違反を理由に、総合職との賃金格差相当金、慰謝料（人権侵害による精神的損害）、未払いの残業代等総額1900万円の支払いを求め、金沢地方裁判所に提訴した。定年退職後には、退職金の総合職との差額相当約280万円の損害賠償を追加請求した。

b) 金沢地方裁判所の判決²⁶

2015年3月26日の金沢地方裁判所は、大要以下の判断を示した。

まず、会社のコース別雇用制度は、「総合職と一般職の区別は名ばかりで実質的に男女別の賃金であり、それを特段の検討を加えることもなく原告に適用されていたということができ、労基法4条に違反する」とした。そのうえで、不法行為における原告の損害は「一般職として支払われていた賃金と総合職の賃金との差額である」（下線は筆者）とした。

しかし、他方、賃金差額は基本給のうち年齢給しか認めず、職能給は認められなかった。判決は職能給の性格について「労働者の業務遂行能力の評価を前提にするものであるところ、原告が総合職として処遇されていれば原告が主張する等級評価を受けていたとの蓋然

性までを認めるに足りないから、職能給についての損害を認めるには至らない」（下線は筆者）とした。

以上のように、地裁判決では、年齢給は総合職との格差全額を賠償対象として原告の請求を認めた。しかし、原告側は、①職能給差額が認められなかった、②会社側の主張に基づき消滅時効の起算点を設定したため、コース導入後3年間の賃金格差しか認められなかった、③退職金差額の計算対象期間も、コース導入時からしか認められなかった、④職務内容について、「初歩的業務に就いていた」との理解不足による事実誤認があったこと、等の理由により、控訴することを決意した。

c) 名古屋高裁金沢支部の判決²⁷

2016年4月27日の名古屋高裁金沢支部判決も、会社側の労基法4条及び13条違反を認めたが、原告の控訴請求および控訴審追加請求はいずれも棄却した。

控訴審判決で指摘され得る点は多々あるが、ここでは2点のみ押さえておく。第一に、職能給については、裁量的判断を伴う人事考課があることを前提に、「控訴人〔原告〕が一般職としての主任に昇格したからといって、総合職として処遇されていれば当然に主任に昇格していた高度の蓋然性があったということはず、他にそのような蓋然性が存在したことを認めるに足りる証拠はない」（下線は筆者）とした。第二に、「職務評価」については、地裁判決よりさらに事実とかけ離れた判断（原告には「基本設計を行う能力がない」等）がなされ、被告の主張が全面的に採用される結果となった。

そこで、原告は、2016年5月10日、①日本国憲法14条より企業の裁量権を優先した控訴審判決が憲法違反であること、②性中立的客観的職務評価を求めるILO100号条約及び女性差別撤廃条約の内容と趣旨を無視した控訴審判決が日本国憲法98条に違反すること等を理由に、最高裁判所に上告した。

d) 最高裁の上告棄却と原告の決意

2017年5月17日、最高裁判所第一小法廷は、「上告棄却・上告不受理」を決定し、名古屋高裁金沢支部の判決が確定した。

最高裁の上告棄却を受け、本間氏は、「職能給格差について踏み込んだ判断を避ける司法の姿勢に、今のままでは原告がどのように立証しても、男女賃金差別裁判の原告勝利は期待できない。女性差別撤廃条約選択議定書の批准が不可欠であると強く感じた」と言う。たしかに、金沢地裁判決の下線部で強調したとおり、会社のコース別雇用制度が、実質的には男女別賃金だと認めておきながら、後輩を含む男性全員が総合職に異動した理由について、裁判所は具体的審査に踏み込まず、単に「蓋然性」の問題として片づけている。

本間氏の訴訟中は、原告を支える支援者らと「男女賃金差別をともにたたかう会」で活動したが、判決確定後は「雇用差別を許さないネットとやま」と、会の名称を変更して活動を継続することとした。

(2) 「女性差別撤廃条約選択議定書批准を求める実行委員会とやま」の設立

裁判の原告として日本の司法制度に限界を感じた本間氏は、2019年11月、「雇用差別を

許さないネットとやま」主催による講演会を企画・開催した。講師は、同じく男女賃金差別裁判の性格をもつ昭和シェル事件の原告であり、OP-CEDAW アクション共同代表の柚木康子氏であった。

選択議定書批准の必要性を世間に周知し共有する目的で、富山県民共生センター登録団体・グループに協賛を呼びかけたところ、16の団体が集まった。その後、これらの団体所属のメンバー17名が中心になり、2019年12月「女性差別撤廃条約選択議定書批准を求める実行委員会とやま」が結成された。

実行委員会とやまが当面目指す活動は、①富山県議会の女性議員4名によるリレートークを開催し、富山県議会に選択議定書批准を求める意見書を提出すること、②労働法学者で国際問題にも詳しい浅倉むつ子早稲田大学名誉教授の講演会を開催すること、であった。ここでは、①に注目する。

実行委員会とやまは、「連続企画 女性の生きづらさの解決をめざして～富山の女性県議4人と語る」と題するリレートークを、7月26日から9月20日まで4回にわたり開催した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催方法をどうするかで悩むとともに、4名の議員の所属会派が異なるため、全員に参加してもらえるかが最後まで心配された。

しかし、第1回の奥野詠子議員（自由民主党）を皮切りに、第2回の種部恭子議員（自由民主党）、第3回の井加田まり議員（立憲民主党・県民の会）、第4回の火爪弘子議員（日本共産党）へとバトンが渡された。奥野議員は、地方局の報道記者としての経験から、光の当たらない人々や分野に光を当てていくことの政治家の使命を語った。種部議員は、産婦人科医として、また、内閣府男女共同参画会議・計画策定専門調査会・重点方針専門調査会委員として、女性への暴力や若年層の性行動の特徴を示し、「選択議定書の批准」を政府に求めるCEDAW第7・8回合同定期報告に関する最終見解についても解説した。井加田議員は、看護師・助産師としての経験を基に、とくに現在のコロナ禍における危機管理体制と女性へのしわ寄せについて問題提起した。最後に、火爪議員は、母親たちの自主運営で学童保育をスタートさせたこと、保育所の給食メニューを県議会で取り上げ、脱脂粉乳から牛乳への切替えを問題提起し注文数を減少させた経験を紹介した。いずれの議員も、個人的体験やそこから得た知見を基に、女性差別撤廃条約の理念実現が重要であることを訴えた集会となった²⁸。

（3）富山県議会での意見書採択

上記の活動を通じて、女性県議4人が紹介議員となり、2020年11月25日「女性差別撤廃条約選択議定書の批准及び国内法の整備を求める意見書の提出を求める請願」が受理された。12月14日、議員提出法案第18号として「意見書提案理由」が説明され、同日、全会一致で請願書および意見書が採択された。

今後、富山県議会議長名で、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・法務大臣・外務大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）・内閣官房長官に宛て、地方自治法99条に基づき「意見書」が提出される運びとなった。

4. まとめにかえて

本稿は、富山県内における女性たちの活動を紹介するというローカルな手法を取りながら、それが、日本の女性差別撤廃条約選択議定書批准というグローバルな目的達成につながることを示すものである。

男女の同権化という普遍的価値を明記した女性差別撤廃条約であるが、その理念の実現を目指して司法的手段に訴えた富山県在住者は、本稿で取り上げた東和工業裁判事件原告だけでなく、夫婦別姓選択制裁判の原告第1号である故・塚本協子氏もいる。失われた権利の救済を求める人々が地方にも存在すること、そして、旧態依然とした慣習や偏見に苦しむ人々は地方にこそ多いということ、**「実行委員会とやま」**に関わった多くの人々の声から改めて感じた。党派を超えた女性県議らのリレートークは、初日を迎える直前まで実現できるか危ぶまれたと実行委員会から聞いたが、それを実現させたのは、県議自身らの情熱と使命感であった。

日本ではようやく選挙権年齢が18歳となったが、現在の衆議院議員選挙で用いられる小選挙区比例代表並立制では、小選挙区制が占める割合が高く、少数者——とくに政治的周縁にいる人々——の声を政治に届けることが難しい。その結果、「数の力」で法律が制定されやすく、法律の内容だけでなくその運用によって個人の権利が侵害された場合、金と時間をかけて裁判所への提訴を選択せざるを得ない。しかし、長らく、「女性差別撤廃条約には自動執行性がない」（直接適用できる法ではない）として扱われてきた。

日本国憲法98条2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定める。女性差別撤廃条約の理念を理解し、社会に根づいた女性差別の慣習や男女格差の現状を是正するとともに、多様性を認める社会を構築していくためにも、選択議定書が批准されてはじめて条約が実効力をもち、侵害された個人の権利救済につながるものが、広く理解される必要があるだろう。

<謝辞>

本稿執筆にあたり、「女性差別撤廃条約選択議定書批准を求める実行委員会とやま」代表・本間啓子氏に、取材協力と貴重な資料提供をいただいた。ここに記して感謝申し上げます。

本稿は、令和2年度富山国際大学長裁量経費採択研究「主体性の保障に関する研究——障害者、ジェンダー、保育・幼児教育の視点からの一考察——」（代表・一井崇）の成果の一部である。

注

- 1 広渡清吾『統一ドイツの法変動』(有信堂、1996年) 284頁。
- 2 富岡恵美子・吉岡睦子編『現代日本の女性と人権』(明石書店、2001年) 10頁。
- 3 World Economic Forum, Global Gender Gap Report 2020 (Switzerland, 2019), pp.201-202. www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2020.pdf (2021年2月27日取得)
- 4 同法の基本原則では、衆参両院と地方議会選挙で「男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す」とされている(2条1項)。
- 5 共同通信の報道によると、日本は就職や待遇面、セクハラ等の対応を測る「職場」「支払い」の項目で評価の半分となる50点だった
<https://www.sankeibiz.jp/macro/news/210224/mca2102241027010-n1.htm> (2021年2月25日取得)。
- 6 例えば、朝日新聞 2012年2月10日『「金メダル級の女性蔑視」 森氏発言、海外でも批判続々』 疋田多揚・下司佳代子・岡田玄・野島淳・高田正幸
<https://www.asahi.com/articles/ASP295RD9P29UHBI021.html>(2021年2月13日取得)、日本経済新聞 2021年2月12日「森会長の辞意、海外でも広く報道 『前例のない抗議気運』」
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN115F00R10C21A2000000/> (2021年2月13日取得)
- 7 国際連合広報センター「国連加盟国加盟年順序」
https://www.unic.or.jp/info/un/un_organization/member_nations/chronologicalorder/ (2021年2月26日取得)
- 8 ただし、多国間条約の場合、条約の目的自体には賛成するが、特定の規定には拘束されたくないとして「留保」(Reservation)を付すことが許される(ウィーン条約法条約2条1項(d))。
- 9 国際女性の地位協会のサイトが「CEDAW 情報」として掲載している。参照、
<https://www.jaiwr.com/cedaw> (2021年2月26日取得)
- 10 参照、犬伏由子・井上匡子・君塚正臣編『レクチャー ジェンダー法』(法律文化社、2012年) 43~44頁 [川眞田嘉壽子執筆分]。
- 11 秋月弘子「女性差別撤廃委員会の役割と課題」ジェンダー法研究第7号(2020年12月) 1頁。
- 12 亜細亜大学教授で専門は国際法。任期は2019年1月から4年間。
- 13 川眞田・前掲注10、44頁。
- 14 彼谷環「政治的意思決定における男女平等と政党の公共性」森英樹編『市民的公共圏形成の可能性—比較憲法的研究をふまえて』(日本評論社、2003年) 529頁。
- 15 奥山亜喜子「制定過程における日本政府の対応」山下泰子・植野妙夷子編『フェミニズム国際法学の構築』(中央大学出版部、2004年) 所収、291頁。
- 16 上田裕子「女性差別撤廃条約選択議定書とは何か? ~女性の権利を国際基準に!」賃金と社会保障No.1750(2020年3月下旬号) 36頁。
- 17 同上。
- 18 山下泰子「女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けて」ジェンダー法研究第7号(2020年12月) 11頁、脚注(2)。
- 19 ここでは、浅倉むつ子「女性差別撤廃条約に言及する国内判例の判断」ジェンダー法研究7号(2020年12月) 27~28頁による。
- 20 詳しくは、山下・前掲注17、23頁。
- 21 以下、参照、第201回国会参議院外交防衛委員会第4号令和2年3月18日、16~18頁。
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=120113950X00420200318&page=15&spkNum=188¤t=11> (2021年2月26日取得)

-
- 22 国連女性差別撤廃委員会声明「2020年人権デーに寄せて『より良い回復へ——人権のために立ち上がろう』(国際女性の地位協会訳) https://f791aac9-223a-44d5-a538-141490e239b9.filesusr.com/ugd/1ca7fc_cfd852310af848cea9bf6cde59fa579f.pdf (2021年2月26日取得)
- 23 女性差別撤廃条約実現アクションのサイト <https://opcedawjapan.wordpress.com/> (2021年2月26日取得)
- 24 本間啓子氏へのインタビューは、2021年2月13日富山市向川原町で約1時間行われた。
- 25 例えば、浅倉むつ子「同一価値労働同一賃金原則と法制度上の課題」国際女性No.30(2016年)102~106頁、相澤美智子「『昇進させない企業』をなくすための法的戦略——『女性活躍』を真に実現するための一方策の探求」大原社会問題研究所雑誌No.704(2017年6月)37~56頁。本稿での東和工業事件に関する概要は、男女賃金差別をたたかう会『東和工業男女賃金差別裁判報告集』(2018年6月24日発行)を参考とした。
- 26 平成23年(ワ)第658号損害賠償等請求事件。
- 27 平成27年(ネ)第99号損害賠償等請求控訴事件、同年(ネ)第133号同附帯控訴事件。
- 28 なお、筆者はリレートーク最終回で、「再考・『女性差別撤廃条約』と選択議定書の意義」と題して、超党派の議員による連続講座の意義を確認するコメントを行った。